

まん延防止等重点措置期間における感染リスクを避ける飲食店等の利用について

別添 1

	飲食店等の遵守事項	利用者の遵守事項
措置区域	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類の提供を行わないこと。 ○利用者間の距離の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・カウンター席の間隔は1m以上確保する。又はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・30分に1回、5分程度2方向の窓を全開するなどして十分な換気を確保する。 ○利用者への呼びかけ等 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す。 ・入店時に検温・手指消毒を促す。 ・会話の際はマスク着用や大声での会話は控えるよう促す。 ・滞在時間が長時間（2時間以上）とならないよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○予約時 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気の徹底等ができていない飲食店を利用する。 ○利用時 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店への酒類の持込は控える。 ・利用する飲食店等の感染防止対策を守り、協力する。 ・飲食時以外マスクを着用する。 ・入店時に検温・手指消毒を行う。 ・大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える。 ・飲食店の利用においては、少人数、短時間での利用とする。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の変更した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと。
措置区域以外の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者間の距離の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・カウンター席の間隔は1m以上確保する。又はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・30分に1回、5分程度2方向の窓を全開するなどして十分な換気を確保する。 ○利用者への呼びかけ等 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す。 ・入店時に検温・手指消毒を促す。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す。 ・滞在時間が長時間（2時間以上）とならないよう促す。 ・酒類を提供する場合は、1グループ4人以下に限ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○予約時 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気の徹底等ができていない飲食店を利用する。 ○利用時 <ul style="list-style-type: none"> ・利用する飲食店等の感染防止対策を守り、協力する。 ・飲食時以外マスクを着用する。 ・入店時に検温・手指消毒を行う。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える。 ・飲食店の利用においては、少人数、短時間での利用とする。 ・飲酒を伴う会食は4人以下とする。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の変更した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと。

措置区域：北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域（筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）、朝倉郡（筑前町、東峰村）